

令和7年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。毎年申請手続が必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和7年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・令和7年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和7年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和7年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	32,300円
非課税世帯	143,700円	50,500円

申請に必要なもの

○生活保護（生業扶助）受給世帯（①または②のいずれか）

- ①個人番号カードまたは個人番号が確認できるもの（個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
※生徒本人の個人番号が必要です。
- ②生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
※生活保護受給証明書でも代用可能

○非課税世帯（①または②のいずれか）

- ①個人番号カードまたは個人番号が確認できるもの（個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
- ②令和7年度課税証明書
※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能
※扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

オンライン申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

申請期限までにオンライン申請システムにより申請手続を行ってください。

- ①学校から配付済みのオンライン申請システムログイン用IDとPWを用意
 - ②「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にアクセス
 - ③入力フォーマットに必要な事項の入力等を行いデータ送信
- ※オンライン申請が困難な場合は、問い合わせ先までご連絡ください。



<兵庫県就学支援制度オンライン申請システムはこちら>

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>

申請開始日・申請期限・給付予定時期

申請開始日 令和7年7月 8日
申請期限 令和7年7月15日

注意事項

- ・学校の定める日までに申請ができない場合、支給決定できませんので申請期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和7年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・家計急変または制服加算に係る申請については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

兵庫県立洲本実業高等学校 事務室 0799-22-1240

②家計急変分

令和7年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対する支援制度です。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・令和7年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税ではない世帯

収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯	2,044,000円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,216,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満	6人世帯	3,704,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満	7人世帯	4,140,000円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、かつ学校の定める日までに申請した場合

	全日制・定時制	通信制
非課税世帯	143,700円	50,500円

- ・7月2日以降に家計が急変し申請した場合

申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制）

143,700円×6月（10～3月）／12月＝71,850円

申請に必要なもの（証明書類等はオンライン申請システムへ画像をアップロードして提出）

- ・個人番号が確認できるもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
- ・家計急変事由が確認できるもの（雇用保険受給資格者証・離職票・医師による診断書等）
- ・収入見込額が確認できるもの（会社発行の収入見込証明書・収入申告書等）

注意事項

- ・家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・申請方法は通常分と同様にオンライン申請システムから申請が可能です。
- ・申請を希望される場合は、学校までご連絡ください。

